

「包装用の用紙」

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

日本国内の包装用紙の生産量は、一年間で約98万t(1997年)になる。

これらの包装用紙は、原料として古紙のリサイクルを含むが、なお、森林資源を原料として利用していること、近年の情報の拡大による紙消費量の増大、過度に白い紙を製造することによる原料の選別、製造時のエネルギー消費、化学薬品の使用、廃水処理など環境に対して様々な影響がある。

そこで、これらの環境負荷に対して、従来古紙の配合に加え、様々な面で環境に配慮している包装用紙が広く普及することは環境保全上の意義が大きい。

「持続可能な森林管理」に関しては、様々な国際会議等において検討が行われ、第三者による持続可能な森林管理の認証システムも構築されつつある。それらについてコンセンサスが得られた際は、エコマークの認定条件の一つになる事が考えられる。

本商品類型では、原料、製造、リサイクル、廃棄などの面で環境に配慮している包装用紙を採り上げた。

2. 対象

包装紙、包装袋、封筒類(特定の製品の包装用紙箱、板紙製の封筒などは除く)

3. 用語の定義

包装用の用紙 : 物品の保護の目的で包装に用いられる紙の総称。

古紙 : 市中回収古紙および産業古紙。

市中回収古紙 : 店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。

産業古紙 : 原紙の製造工程後の加工工程(紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場)から発生し、製品として使用されない紙。ただし、原紙の製造工程内で発生し、再び同じ工程内で原料として使用される紙は除く。

古紙配合率 : 製品として使用する全繊維原料(パルプ+古紙+購入古紙パルプ)中の古紙投入量の割合。

すなわち、古紙配合率 = (古紙 + 購入古紙パルプ) / 全繊維原料とし、古紙は風乾重量、パルプは含水率10%の重量とする。

蛍光増白剤 : 使用することにより日光のもとで蛍光を発生し、目視では白さが増加する効果を持つような物質。

禁忌品 : 財団法人 古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」で禁忌品に規定されるもの。

4. 認定の基準

4-1. 環境に関する基準

(1)原料として、包装紙にあつては、古紙の配合率が30%以上であること。

包装袋にあつては、30%以上であること。

封筒類にあつては、40%以上であること。

- (2) 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。
- (3) 蛍光増白剤は、過剰な使用のないこと。
- (4) 製品は、禁忌品を含んでいないこと。（包装袋の手提げひもを除く）また、廃棄処理時の負荷低減に配慮されていること。
- (5) 製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

4-2. 品質に関する基準

- (1) 品質については、日本工業規格 J I S P 3 4 0 1 等の該当規定に適合していること。封筒類にあつては、J I S S 5 5 0 2 等の該当規定に適合していること。

5. 認定基準への適合の証明方法

- (1) 各基準への適合を証明する資料を、申請書に添付すること。
- (2) 認定基準4-1.(1)については、製紙事業者の発行する古紙配合率の証明書を提出すること。
- (3) 認定基準4-1.(2)については、工場が立地している地域の環境法規等を申請時より過去5年間遵守し、違反等のないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。
- (4) 認定基準4-1.(3)については、蛍光増白剤を使用している場合、製紙事業者の発行する蛍光増白剤添加量の証明書を提出すること。

6. その他

- (1) 商品区分は、包装紙、包装袋および封筒とし、さらに、包装紙は包装用紙と印刷用紙（ただし、ここでいう印刷用紙とは、包装用の用紙として使用される紙をさし、エコマーク商品類型No. 108「印刷用紙」で扱う紙は除く。）の2種に、包装袋は一般袋、手提袋、ガゼット袋および平袋の4種に分類し、ブランド名毎とする。同一分類で用紙の種類および品質・紙質等が同一の商品であれば、寸法等に違いがあっても同一商品として扱う。
- (2) エコマークを当該商品（包装紙、包装袋、封筒）一枚ずつに表示する場合には、「 %古紙配合包装用紙（包装袋、封筒）」、「この はエコマークの認定を受けた紙を使用しています」その他これに類する表現を必ず併記し、包装用の用紙に印刷・複写等された内容とエコマークが無関係である旨がわかるようにすること。
- (3) マーク下段の表示は「古紙の利用・ %」とする。

1998年8月3日 制定

本商品類型の認定基準は制定日より5年間を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。